

トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
2011年5月満期ユーロ米ドル建社債
トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ
2010年5月満期ユーロ豪ドル建社債

本社債売出届出目論見書により行うトヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ2011年5月満期ユーロ米ドル建社債及びトヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ2010年5月満期ユーロ豪ドル建社債の売出しにつきましては、発行会社は、金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成20年4月30日に関東財務局長に提出し、また金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年5月12日及び同月14日に関東財務局長に提出しており、同月16日にその届出の効力が生じております。

トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ2011年5月満期ユーロ米ドル建社債の元利金は米ドルで支払われ、トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ2010年5月満期ユーロ豪ドル建社債の元利金は豪ドルで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

社債売出届出目論見書の訂正理由

平成20年4月30日付で提出した有価証券届出書(訂正を含む。)の記載事項のうち、未定の事項が決定されましたので、関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、社債売出届出目論見書の関連事項を下記のとおり訂正いたします。訂正部分は下線をもって示します。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(売出短期社債を除く。)]

米ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ2011年5月満期ユーロ米ドル建社債	4,600万米ドル	4,600万米ドル	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 名古屋市中区錦二丁目17番21号 トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000米ドル	年率2.73%	5月25日及び 11月25日	2011年5月25日

(注) 本社債の元金及び利息は、米ドルにより支払われる。

(中 略)

豪ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ2010年5月満期ユーロ豪ドル建社債	5億5,500万豪ドル	5億5,500万豪ドル	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 名古屋市中区錦二丁目17番21号 トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社 (以下「売出人」と総称する。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000豪ドル	年率6.63%	5月25日及び 11月25日	2010年5月25日

(注) 本社債の元金及び利息は、豪ドルにより支払われる。

(後 略)

2 【売出しの条件】

(前 略)

社債の概要

1 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2008年5月22日（当日を含む。）から2011年5月25日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年5月25日及び11月25日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき13.65米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2008年11月25日に、2008年5月22日（当日を含む。）から2008年11月25日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面1,000米ドルの各本社債につき13.88米ドルとする。

(中 略)

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2008年5月22日（当日を含む。）から2010年5月25日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年5月25日及び11月25日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき33.15豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2008年11月25日に、2008年5月22日（当日を含む。）から2008年11月25日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面1,000豪ドルの各本社債につき33.70豪ドルとする。

本社債に関する支払については、「修正翌営業日基準」(Modified Following Business Day Convention)が適用される。この基準の下で、利払日又は満期日（下記「2 償還及び買入れ (a) 満期償還」に定義する。）が営業日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該元金又は利息の支払は翌営業日に（当該利払日又は（場合により）満期日に行われたと同様に）行われるが、その結果、支払が翌月に行われることとなる場合には、その全額が直前の営業日に（その日に支払期日が到来したのと同様に）支払われるものとする。上記営業日基準の適用の結果、利払日又は満期日以外の日に支払が行われた場合、支払われるべき利息額は変更されない。

「社債の概要」において、「営業日」とは、ロンドン及びシドニーにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済並びに一般業務（外国為替及び外貨預金を含む。）を行っている日という。

(中 略)

3 支払

(中 略)

(d) 支払日

(中 略)

豪ドル建社債

本社債又は利札に関する金員の支払期日が、当該支払呈示の場所における支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本社債又は利札の所持人は当該場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延べに関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、商業銀行及び外国為替市場が、(A) 当該呈示の場所、(B) ロンドン及び(C) シドニーにおいて、支払決済並びに一般業務（外国為替及び外貨預金の取扱いを含む。）を行っている日を意味する。

(中 略)

12 その他

(中 略)

(6) 支払代理人

(中 略)

(iii) 貯蓄所得に対する課税に関する欧州連合理事会指令2003/48/EC、又は当該指令を実施する法律、かかる指令に準拠している法律若しくはかかる指令に適合させるために制定された法律に基づく公租公課の源泉徴収又は控除を行う義務を負うことのない欧州連合の加盟国内に支払代理人を常置すること。

(後 略)